

自家発・蓄電池設置者を募集

東京都

都外の自家発も助成対象

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、都内中小企業が導入する自家発電設備・蓄電池の経費を助成する。募集期限は12月28日。

助成対象となる設備は、以下の5タイプとなっている。

(1) 自家発電設備

1 基10kW以上の内燃力（ディーゼル式・ガスタービン式等）を原動力とする自家発電設備・コージェネシステム（発電に直接要する機器のみ）及びその付帯設備。

(2) 蓄電池

1 基蓄電池容量1kWh以上の蓄電池（常時電気を蓄え停電時に対応できるもの。1か所に固定して使用するもの）及びその付帯設備。

(3) デマンド監視装置

(4) 進相コンデンサ

電気回路において力率を改善するために導入するもの及びその付帯設備。

(5) インバータ

周波数や電圧、電流を制御することによって、動力設備の運動量を制御するもの及びその付帯設備。

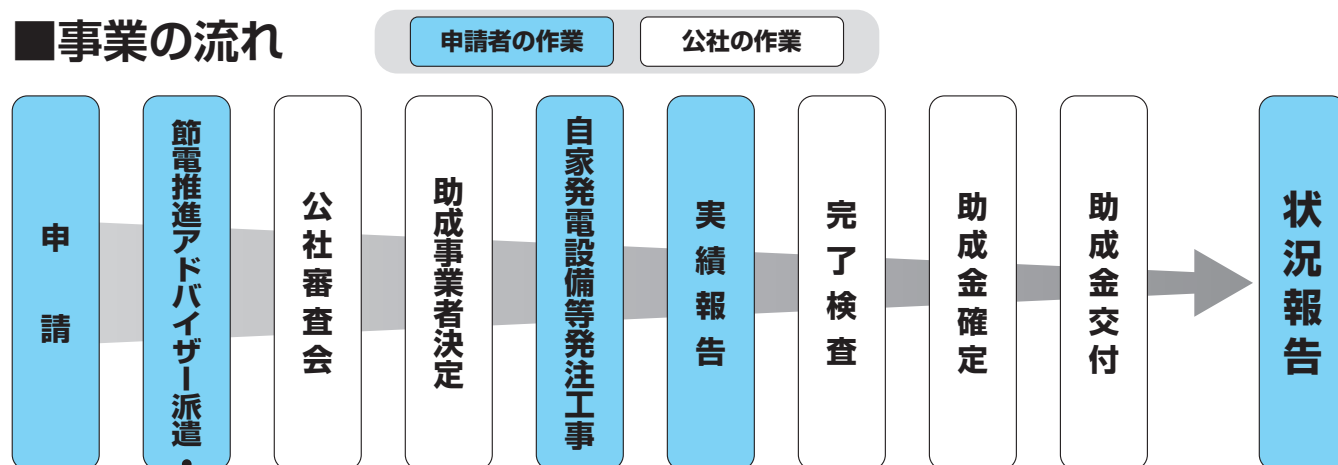
対象経費は、機器費や付帯設備費などの設備費、設計に伴う費用や材料費、直接仮設費、労務費、総合試験調整費、立会い検査費、機械搬入費などの設計・工事費。

都内の自社内設置を原則とする。平成23年3月11日以前から都内に本店登記がある場合は「都外」の地域の事業所に設置するものも対象とする。都外の地域とは、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東）、福島県、宮城県、岩手県、山形県、秋田県、青森県、新潟県。

助成率及び助成限度額は、「中小企業単独」の場合は対象経費の3分の2以内で、限度額2,000万円。「中小企業グループ」の場合は対象経費の4分の3以内で、限度額5億6,000万円。

問い合わせ先：公益財団法人東京都中小企業振興公社 設備リース課 ☎03-5822-9031

■事業の流れ



審査に先立ち「節電推進アドバイザー派遣事業」等を利用し、節電に対するアドバイスを受けることが助成要件となっています。